

ベトナムにおける秘密特許制度、 及び第一国出願義務に関する規定について



Phạm Vũ Khánh Toàn

ベトナム弁護士 **Phạm Vũ Khánh Toàn*** (ベトナム側執筆者)
会員 **澤井 敬史**** (日本側執筆者, 監修)
会員 **岡田 貴子**** (日本側執筆者, ベトナム語監訳者)

要 約

ベトナムで発生した発明について、ベトナムでの第一国特許出願を義務付ける具体的規定である政府決議 122/2010/NDCP が、2010年12月31日付けで成立、2011年2月20日に施行された。ベトナムが今後マーケットとして成長するにつれ、研究開発拠点や人材の供給源としても重要性が増してきた場合には、今回のベトナムの法改正が日本企業の将来的な国際的な出願戦略にも関わってくると思われる。また、市場としての魅力が増すに従い、現地に焦点を当てた商品開発などがベトナムの現場で行われ、ベトナムで発明が生まれることは、今後十分に想定される。ベトナムでの第一国特許出願が必要か否か検討するうえで重要な点は、1) 特許を受ける権利が誰に帰属するのか(人的要件)、という点と、2) 発明の完成地はどこか(地理的的要件)、という点である。秘密特許の対象と認定する手続等の詳細通達は今なお草案作成中であり、今後の更なる法整備が待たれる。

目次

- I. はじめに
- II. 日本企業にとっての新規定施行の意味
 - 1. 新規定のポイント
 - 2. 出願戦略を考える上でのフロー
 - 3. 未整備の詳細規定
- III. 制度の解説
 - 1. 秘密特許制度の背景(年代別の法制度概要について)
 - 1) 1981-1989年
 - 2) 1989-1995年
 - 3) 1995-2005年
 - 4) 2005年以降
 - 2. 秘密特許に関する具体的規定(政府決議 122/2010/NDCP の 23b 条)の解説
 - 2-1. 条文の紹介
 - 2-2. 条文の解説
 - 3. 政府決議 122/2010/NDCP の成立過程について
 - 4. 政府決議の実務上の適用について
 - 5. 政府決議 122/2010/NDCP の 23b 条違反の場合について
 - 6. 仮定のケーススタディーの分析
- IV. まとめ

一国特許出願を義務付ける具体的規定である政府決議 122/2010/NDCP が、2010年12月31日付けで成立、2011年2月20日に施行された。

日本企業にとって、ベトナムはまだまだ研究開発拠点を設置するほどには認知されているとはいいがたいため、現時点ではベトナムで生まれる発明がそれほど多いとは思えない。また、ベトナム国籍の人材が日本企業などで研究開発に従事している数はそれほど多いとは思われない。

しかし、ベトナムが今後マーケットとして成長するにつれ、研究開発拠点や人材の供給源としても重要性が増してきた場合には、今回のベトナムの法改正が日本企業の将来的な国際的な出願戦略にも関わってくると思われる。

そこで、この度ベトナムの法律事務所 Pham & Associates の所長 Phạm Vũ Khánh Toàn 氏と共同で、本稿を作成した。

なお、本稿は情報提供を目的としており、本稿で述べるケーススタディー等はあくまで仮説である。実際の事例については、専門家との相談の下、具体的な出

I. はじめに

ベトナムで発生した発明について、ベトナムでの第

* Pham & Associates (在ベトナム) 所長

** 三好内外国特許事務所

願戦略等を検討することをお勧めする。

II. 日本企業にとっての新規定施行の意味

1. 新規定のポイント

- ① ベトナムで生じた発明については、ベトナムで第一国特許出願をしない限りベトナムでの保護が受けられない。また、所定の手続を経て国防等に影響を及ぼす秘密特許に該当しないと認定されるまで、外国特許出願の時的制限がかかる。
- ② ベトナム人又はベトナム企業に帰属する発明については、発明された場所を問わず、上記①と同様に取り扱われる。
- ③ ベトナムで生じた外国人又は外国法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された場合には、外国特許出願を認めない。
- ④ ベトナム人又はベトナム法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された場合には、当局の許可を受けることにより、秘密特許制度を有する外国への特許出願が可能である。

次に、ベトナム第一国特許出願義務の有無を、以下の表にまとめる。

ベトナム第一国特許出願義務の有無を示す表

		発明がなされた場所	
		日本	ベトナム
特許を受ける権利の帰属先	日本企業	義務なし	義務あり
	ベトナム人又はベトナム企業	義務あり	義務あり

*特許を受ける権利の帰属は、ベトナムの知的財産法 86 条(後述)に基づく。

特許を受ける権利 (Quyền đăng ký sáng chế) については、ベトナムの知的財産法 86 条に規定されている。雇用契約等に基づき従業員が発明をした場合、特許を受ける権利は企業に帰属するのが原則である。最後に紹介するケーススタディーの理解にも必要な規定なので、ここで条文を紹介する。

知的財産法 86 条 1 項

以下の組織及び個人は、発明、工業意匠、回路配置の

登録を受ける権利を有する。

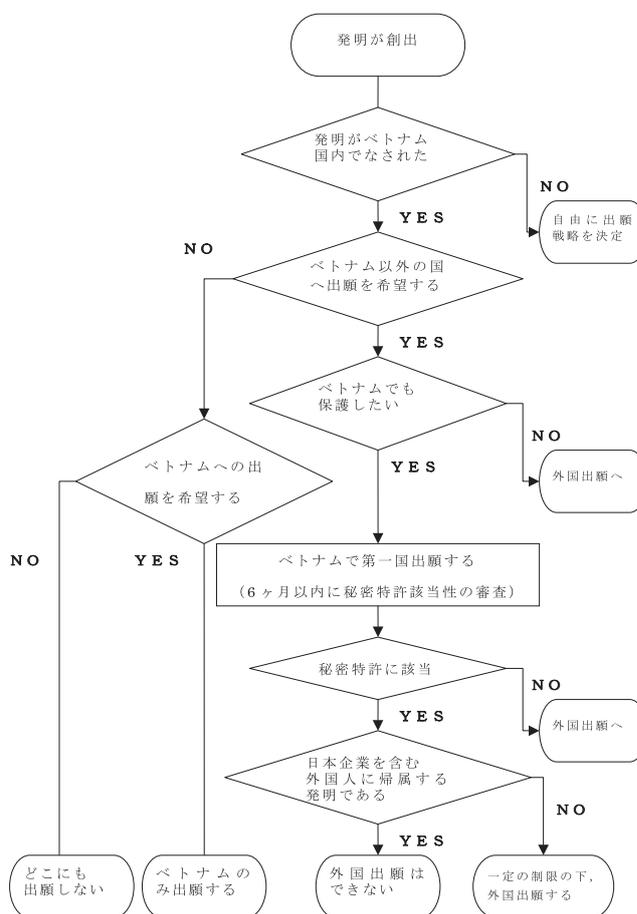
a) (略)

b) 当事者による別段の合意がない限り、かつ、当該合意が本条 2 項に反さない限り、資金及び物的施設を創作者に対し職務割当又は雇用の形態で投資した組織又は個人

なお、政府決議 122/2010/ND-CP の適用にあたっては、ベトナムにおける保護要件を満たすか否かの判断になるため、日本の特許法の規定は原則として考慮されないというのが、日本側執筆者の理解である。

2. 出願戦略を考える上でのフロー

日本企業が出願戦略を考える上でポイントになる箇所を中心に、フローチャートにまとめた。



3. 未整備の詳細規定

上記のフローに基づき判断をする際には、秘密特許に該当するか否かの手続がポイントになる。しかし、ここがベトナムらしいところなのであるが、秘密特許の対象と認定する手続等の詳細通達は今なお草案作成中であり、上記の規定は実質的には実効性を未だ持つ

ておらず、適用された事例もない、とのことである。その他、秘密特許制度は東西冷戦に端を発するものであること、政府決議の草案作成には国防省や公安省など、国家安全保障に関わる省庁も密接に関わっているという裏事情も伺える。

以上、日本側執筆者（澤井敬史、岡田貴子）による。

Ⅲ. 制度の解説

本章は、Pham & Associates の所長 Phạm Vũ Khánh Toàn 氏の著作による、制度の説明である。翻訳は日本側執筆者（岡田貴子）による。

1. 秘密特許制度の背景（年代別の法制度概要について）

1) 1981-1989 年

ベトナム南北統一（訳注：1976 年）後、特許権による発明の保護に関する法律文書が 1981 年に初めて施行された。「技術改善、生産の合理化及び特許に関する政府決議 31-CP」（成立／施行日：1981 年 1 月 23 日）がそれである。

上記の政府決議は、技術改善活動の管理や、生産の合理化、及びベトナムにおける発明の定義・登録・管理及び保護に関する原則を規定した、法律よりも下位のレベルの政府決議である。

政府決議の草案作成過程には、多くのベトナムの専門家が参加し、当時の社会主義国、主として旧ソ連の発明に関する規定を参照して作成された。

他の社会主義国と同様に、当時、ベトナムでは発明者には以下の 2 つの選択肢が与えられていた。1) 発明者証（発明者として認定される一方、発明の実施権は国家に帰属する）、又は 2) 発明独占権（特許）である。

南北冷戦下の当時の状況において、旧ソ連及び他の社会主義国と同様、ベトナムでは、国防及び国家の安全に関する発明の秘密保持を非常に重要視していた。そのため、以下のような規定が設けられた。

「国防及び国家の安全に関わる発明については、発明者証の発行のみを受けることができる」（15.1.b）

「外国における特許出願は、ベトナムで保護を受けた後のみに行うことが可能であり、政府当局の規定に従う必要がある」（24.2）

また、具体的な秘密特許の規定が、36 条に設けられた。「国益に関わる発明とともに、国防及び国家の安全

に関わる発明については、秘匿なされなければならず、秘密特許として取り扱われる」

「秘密特許に関する規定は、国防省、内務省とともに、政府の科学技術委員会が通達により定める」

2) 1989-1995 年

1989 年 1 月 28 日に「工業所有権の保護に関する法令」が政府により制定された。工業所有権一般、特に特許について、一段上のレベルの法律文書にされた。

上記法令により、特許の対象に加えて、初めて実用新案（utility solutions）の対象が追加規定された。発明特許及び実用新案特許として登録を受けるよう、制度の一本化が図られた⁽¹⁾。

上記法令の 26 条においては、秘密特許（秘密実用新案特許）について、以下の通り規定している。

「当局の規定に基づく、国防と国家の安全に関わる発明及び実用新案⁽²⁾については、秘密特許、秘密実用新案特許とする」

「発明者、権利者、及び秘密特許及び秘密実用新案特許の創作、出願、審査、利用、権利の移転、ライセンスに関わる者は、国家機密保持制度に従って、秘密保持の責任を負う」

3) 1995-2005 年

工業所有権の保護に関する規定が、1995 年に成立した民法典の一部（第 2 章、第 4 節）として、初めて立法化された。

民法典には具体的な秘密特許に関する規定はないが、政府決議 63/CP（1996 年 10 月 24 日成立）により、62 条（3）に以下の通り規定された。

「国防、国家の安全に関わる又は特段の経済的価値を有するベトナムの発明及び実用新案については、秘密特許、秘密実用新案特許とする」

「発明者、権利者、及び秘密特許及び秘密実用新案特許の創作、出願、審査、利用、権利の移転、ライセンスに関わる者は、国家機密保持制度に従って、秘密保持の責任を負う」

更に、64 条において、科学技術環境省が、国防省及び内務省と協力して、秘密特許及び秘密実用新案特許の出願、審査、登録、移転及び公開に関する責任を負うと規定している。

4) 2005 年以降

ベトナムの絶え間ない経済・社会的な発展が進み、グローバル経済との関わりが日々深まっていくのに伴い、ベトナムは世界貿易機構（WTO）へ加入した⁽³⁾。その過程において、2005 年に知的財産法が成立⁽⁴⁾、2009 年に改正法が成立⁽⁵⁾した。知的財産法において、秘密特許の保護に関する規定は、より具体的なものとなった。また、ベトナムが軍事技術面での国際協力を進める上でも、秘密特許に関する規定が必要となった事情もある。

知的財産法 7 条 (3) において、「国家秘密に属する特許権の制限は、政府規定に基づき行う」と規定されている。上記知的財産法の条文を基礎として、政府決議 103/2006/NDCP を修正・追加する **政府決議 122/2010/NDCP** が、それ以前の法律文書より更に具体的に、秘密特許の保護に関する規定をしている。

23a 条では、秘密特許の定義及びその登録態様、内容、制限を規定している。

23b 条では、外国特許出願前の発明の保安監査を規定している。

23c 条では、秘密特許・秘密実用新案特許の認定に関わる事項を規定している。

上記規定においては、公安省が主導で、国防省及び科学技術省との協力に基づき、秘密特許の認定、保護、審査、登録を行うとされている。秘密特許の実施、移転もその外国特許出願と同様に管理すると規定している。

2. 秘密特許に関する具体的規定（政府決議 122/2010/NDCP の 23b 条）の解説

2-1. 条文の紹介

23b 条 1 項

「ベトナムの組織、個人は、秘密特許保護の規定を有する国においてのみ登録を行うことができ、23c 条 2 項に基づき、当局の許可を得なければならない。」

23b 条 2 項

「ベトナムの組織、個人の発明及びベトナムで創作された発明は、以下の保安監査規定に反して外国特許出願された場合、ベトナム国家による保護は受けられない。

a. ベトナムで特許出願を行い、6ヶ月の期間経過後に、外国特許出願をした場合。ただし、以下 b の場合を除く。

b. 国家機密の保護に関する法律に基づき発明が秘密特許に該当すると判断され、当局の通知を受けた場合には、外国特許出願を行うことはできない。」

2-2. 条文の解説

23b 条の精神に従えば、どこで発生したかを問わずベトナム人／ベトナムの組織の発明、また、外国組織／外国人のベトナムで発生した発明、いずれもベトナムで第一国特許出願しなければならない。出願から 6ヶ月以内に、秘密特許に該当するか、それとも通常の発明と扱うか、当局は決定通知を行わなければならない。通常の発明であれば、通常の手続に従って処理される。もし秘密特許の対象と判断された場合、ベトナム人／ベトナムの組織の発明については、当局の許可があれば、秘密特許制度を有する外国での出願が可能である。外国組織／外国人のベトナムで発生した発明については、そのような機会は与えられない。私どもの見解では、このような規定はパリ条約及び TRIPS の定める「内国民待遇」の原則に違反するものである。既にベトナム知的財産庁に報告しており、科学技術省、公安省、国防省の合同通達により、パリ条約及び TRIPS に沿った形でこの問題の解消が図られることを期待している。

3. 政府決議 122/2010/NDCP の成立過程について

本決議の草案作成委員会は、科学技術省の決定に基づき創設され、知的財産庁及び科学技術省法制局の幹部・専門家が参加した。草案は司法省、公安省、国防省等の政府の関係省庁に回覧されて、ヒアリングを行った。更に、首相に報告される 6ヶ月前に、草案は一般に公開されて、パブリックコメントの募集も行われた。

関係各所、企業、個人の意見や提案を参考にし、草案の修正が行われ、科学技術省長官により、首相に提案された。政府官房に属する教育局、法制局が草案を更に検討し、科学技術省との連携の下、最終草案を作成し、首相が署名発効する運びとなった。

秘密特許の具体的な保護の経験はベトナムではかつてなかったため、草案作成委員会においては、ベトナムにおける国家機密保護の法制度の適用の研究や、外国における秘密特許の保護法制や実務の研究も行った。

草案作成委員会や関係当局において、国際的な協同や、国家の安全保障、また外国との軍事協力の効果的

実施、といった事項に対応するため、やはり秘密特許の保護に関する具体的な規定を法律におくべきであるという点では一致している。

また、草案作成委員会は、秘密特許の認定、登録、実施、移転に関する具体的手続に関する詳細規定を、科学技術省、公安省、国防省の各省による通達を出す予定であるという点についても一致しており、この点は23c条2項に反映されている。

しかし、現在（2012年10月時点）において、上記の具体的な秘密特許の認定等の通達は、草案段階であることを申し添える。

4. 政府決議の実務上の適用について

実際には、ベトナムにおける秘密特許の保護に関しては、政府決議122/2010/ND-CPが初めての具体的な保護規定であり、知的財産法（2005年成立、2009年改正）の7条（3）を具体化するものである。知的財産法成立以前の工業所有権に関する法律文書は、いずれも秘密特許の保護を規定しているが、実際にどのように保護するかといった具体的な規定が存在しなかった。そのため、現在（2012年10月時点）まで、秘密特許として保護されたケースは存在しない。

また、先に述べたように、科学技術省、公安省、国防省の各省による通達が現在のところ草案作成中であることから、政府決議122/2010/ND-CPの各規定を、実際に適用することは未だできないことになる。

5. 政府決議122/2010/ND-CPの23b条違反の場合について

通達が現在のところ草案作成中であることから、政府決議122/2010/ND-CPの規定23b条に違反した場合についても、具体的な規定がない。しかしながら、23b条2項には、保安監査の規定に違反して登録された産業財産権は、ベトナム政府は保護しないと規定されているため、違反した場合には、以下のような問題が生じることが考えられる。

- 出願中であれば、審査・登録の拒絶
- 登録後であれば、無効とされる

また、国家機密保護規定に反する行為を構成する場合には、行為の程度に応じて、行政罰、刑事責任の追及に関する規定の適用を受ける可能性がある。

6. 仮定のケーススタディーの分析

既に述べたとおり、未だ具体的な適用例がないため、仮定のケースに基づき分析する。

ケース1：日本で、ベトナム人が自らの装置等を用いて発明した場合

この場合、特許を受ける権利を有する者はベトナム人発明者であるため、ベトナムで最初に特許出願する必要がある。

そして、その発明が秘密特許に該当する場合には、出願から6ヶ月の期間経過後も、当局の許可を受けない限り、外国特許出願（例えば、日本への特許出願）をすることはできない。ただし、当局が許可すれば、秘密特許制度を有する外国に出願することは可能である。

本ケースは、ベトナム企業に雇用されている日本人又はベトナム人がそのベトナム企業のために日本で発明した場合にも適用される。

ケース2：日本で、ベトナム人が雇用契約に基づき日本企業のために発明した場合

この場合、特許を受ける権利を有する者は日本企業となるため、23b条の義務に拘束されることなく、どの国でも出願できる。⁶⁾

ケース3：ベトナムで、日本人又は日本企業に帰属する発明が生じた場合

ベトナムで発生した発明については、ベトナムで第一国特許出願しなければ、ベトナムで保護されない。

出願から6ヶ月の期間内に、秘密特許に該当しないという判断をベトナム当局から得られた場合は、外国特許出願（例えば、日本への特許出願）は可能である。

なお、出願から6ヶ月の期間内に秘密特許に該当すると判断された場合、その規定に従うことになるので、外国（例えば、日本）への特許出願はできなくなる。

一方、仮に日本で第一国特許出願することを選択した場合には、その発明はベトナムでは保護要件を満たさないことになるので、ベトナムへの特許出願は断念せざるを得ない。

従って、ベトナムで生じた発明について、日本企業はどの出願戦略が最も自己の利益に合致するものかを選択する必要がある。

ケース4：第一国特許出願要件のある国（例：中国）でベトナム人が発明した場合については、以下の2パターンに分けて論じる。

ケース4-1：中国で、ベトナム人が雇用契約に基づき日本企業のために発明した場合

この場合、特許を受ける権利を有する者は日本企業となるため、23b条の義務に拘束されることなく、中国で第一国特許出願を行ってよい。

ケース4-2：中国で、企業に雇用されていないベトナム人が発明した場合

この場合、いずれの国で出願することが最も自己の利益に合致するものであるか、選択する必要がある。中国で第一国特許出願すればベトナムにおける保護の機会を失うことになり、ベトナムで第一国特許出願すれば中国における保護の機会を失うことになるためである。

ケース5：在ベトナムの研究者と、在日本の研究者が共同して、インターネットなどを介して共同研究を行い、発明を共同で完成させたような場合

この場合、発明は日本及びベトナムで同時に発生したとみなされ、23b条の規定は適用されない。23b条は、発明が完全にベトナムで行われた場合にのみ、適用されるためである。

IV. まとめ

前章の作成にあたり、ケーススタディーについて現地の専門家と意見交換を行ったが、ベトナムでの第一国特許出願が必要か否か検討するうえで重要な点は、1) 特許を受ける権利が誰に帰属するのか（人的要件）、という点と、2) 発明の完成地はどこか（地理的要件）、という点である。日本企業に雇用されるベトナム人研究者がベトナム以外で行った発明については、日本企業に特許を受ける権利が属するため、ベトナムの秘密特許制度に由来する出願規制の対象とはならないと理

解している。

しかしながら、一方で、特許を受ける権利が誰に帰属するかを問わず、ベトナムで完成した発明については、制度上、ベトナムでの第一国特許出願義務が生じる。ただし、ベトナムでの保護が必要ない場合には、どこで第一国特許出願するかは、特許を受ける権利を有する者の自由であると考えてよい。

チャイナリスクが一般に論じられる昨今、製造拠点のみならず、市場としても、ベトナムに対する注目度が増えていると感じている。市場としての魅力が増すに従い、現地に焦点を当てた商品開発などがベトナムの現場で行われ、そこから発明が生まれることは、今後十分に想定される。本稿がそのような際の参考情報となれば幸いである。

なお、Phạm Vũ Khánh Toàn氏も述べている通り、未だ通達草案作成中であり、具体的な適用例が存在しない状況である。本稿冒頭でも述べたとおり、本稿は情報提供を目的としており、ケーススタディー等はいくまで仮説である。実際の事例については、専門家との相談の下、具体的な出願戦略等を検討することをお勧めする。

注

- (1) 日本側執筆者注：つまり、発明者証の選択肢はこの時点でなくなったことになる。
- (2) 日本側執筆者注：便宜的に「実用新案」と訳したが、ベトナムでは実用新案は方法を保護対象に含み、物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案に保護対象を限定する日本の実用新案登録制度とは少し異なる。ベトナム知的財産法4条(12)、58条(2)を参照。
- (3) 日本側執筆者注：2007年1月11日がWTO正式加盟日
- (4) 日本側執筆者注：2006年7月1日施行
- (5) 日本側執筆者注：2010年1月1日施行
- (6) 日本側執筆者注：「ベトナムで、ベトナム人が雇用契約に基づき日本企業のために発明した場合」については、ケース3に該当する。つまり、ベトナムで生じた日本企業に帰属する発明であるため、ベトナムで第一国特許出願の義務が生じることになる。

(原稿受領 2012. 12. 19)